

2024 年度自治体キャラバン行動

要望に対する回答書

摂津市

【要望内容】

1. 職員問題

- ① 大阪府内自治体の職員の非正規率は異常であり(全国平均 20%)、緊急時・災害時に住民救済にこたえられないのは明白である。職員数を増やし、正規職員での採用を行うこと。

【回答】 人事課

現在のところ一律的な職員数の削減は行っておらず、機構改革や業務状況に応じて増減を行っております。

職員配置については、変化する社会情勢や本市の財政状況等を踏まえ、地方自治体として持続可能な運営の在り方を常に研究し、職員の適正配置及び人材育成等に取り組んでまいります。

- ② 大阪社保協調査によると各市町村の理事者・管理職等のジェンダーバランスが男性に偏り異常である。特に社会保障の担い手の多くは女性であり、さらに子育て・教育・介護等の担い手の多くは女性であるため、女性たちのニーズを的確にとらえ政策化するためには、女性の管理職を増やすことが必須。ジェンダーバランスが偏っていることの理由を明らかにし、積極的な女性の登用を行うこと。

【回答】 人事課

本市において、一般行政職員に占める女性職員の割合は、約 33.2%であり、管理監督職員(係長級以上)に占める女性職員の割合は約 20.6%です。特定事業主行動計画における管理監督職に占める女性職員の目標割合の 25%に達しておらず、女性職員の昇任意欲や考え等の分析に努め、昇任試験受験者の増加に向けた取り組みを検討してまいります。

- ③ 大阪には多くの外国人が住んでいる(現時点での外国人人口と国別内訳をまずご提示いただきたい)にもかかわらず、大阪社保協調査でもなんら外国人対応をしていない市町村が多い。また、日本が読めて書ける人でなければ対応できない申請用紙が殆どである。ポケトークなどの変換器などの機器では実際の現場では行政用語の変換が難しい。日本語が話せない、読めない書けない外国人のために役所及び区役所に少なくとも数名の外国語対応ができる職員を配置すること。現時点で外国語対応ができる職員数を明らかにすること。

【回答】 人事課

本市では日本語でのコミュニケーションが難しい外国人の方への対応のため、令和3年3月に外国人市民へのわかりやすい情報提供ガイドラインを策定するとともに、令和4年度にやさしい日本語活用研修を実施したところ。また、人数について、明らかとすることについて、現在市役所内において、外国語対応ができる会計年度任用職員を1名配置しております。個人の能力として、外国語対応可能な職員もいることから正確な人数の把握は難しく出来ていないところ。引き続き、外国人を含めた市民サービス向上のため、外国語対応ができる職員の把握及び配置について、検討してまいります。

2. こども・シングルマザー等貧困対策及び子育て支援について

- ① 2023年度大阪府子どもの生活実態調査と同時に実態調査を行った18自治体においては、その報告書をホームページですぐに検索できるように工夫しアップすること。

【回答】 こども政策課

2023年度に実施した「子どもの生活に関する実態調査」について、報告書をホームページに掲載できるよう準備を進めております。

- ② 子どもの生活実態調査報告で2016年度調査に比べ中央値が上がっているにもかかわらず「困窮Ⅰ世帯」の子どもたちの状況が悪くなっている事態をふまえ以下について要望する。
イ、就学援助受給率の低さが課題となっており申請そのものを簡素化し、オンライン申請なども取り入れること。中学生の子ども世帯の困窮が深刻となっており、国基準に上乘せして支給額を増やすこと。

【回答】 こども政策課

就学援助受給率の低下は様々な要因が考えられると思われませんが、申請率を向上する手段として手続きや申請の簡素化などに取り組む必要があると認識しており、オンライン申請など様々な手法を検討してまいります。

中学生の子ども世帯に対して国基準に上乘せして支給額を増やすことについては、現時点では考えておらず、生活実態調査の内容を踏まえて、必要な支援の内容について検討してまいります。

- ロ、朝ごはんを食べていない子どもたちの状況が指摘されている。地域の子ども食堂やNPO組織、ボランティア団体などと協力し学校での朝ごはん会が実施できるよう制度化すること。

【回答】 こども政策課

現在、社会福祉法人の自主事業で朝ごはんカフェを開催いただいておりますが、今後、このような取り組みが市内全域で展開できるよう、行政の関わり方・支援のあり方について検討してまいります。

- ハ、大阪府「子ども食費支援事業」にとどまらず、自治体独自の低所得世帯への食糧支援を実施すること。ボランティア団体などが実施しているフードバンク・フードパントリーに学校の空き教室や講堂・体育館等を無償提供して協力すること。

【回答】 生活支援課

ふーどばんく OSAKA やフードドライブなどと連携し、食糧支援を緊急に行う必要のある方への提供体制の整備に努めております。

- ニ、児童扶養手当の申請時及び8月の現況届提出時にプライバシーに留意し人権侵害を行わないこと。手続きを簡素化し受給へのハードルを低くすること。DVに関連した離婚については詳細な聞き取りを行うことでフラッシュバックを引き起こし最悪乖離等の状況になる危険性もありうるため細心の配慮を行うこと。面接時に他の制度(生活保護のしおりや奨学金情報等)の紹介を行うこと。外国語対応も行うこと。

【回答】 こども政策

児童扶養手当の申請時及び 8 月の現況提出時において実施する生活状況の聞き取りについては、プライバシーに配慮を行い、内容についても支給決定に必要な最低限のものとしております。また DV 関連による受給者への聞き取りについても、必要に応じて関係機関と連携するなど配慮を行い対応しております。

また母子・父子自立支援員の配置を行い、相談者の状況に応じた制度、窓口を紹介しており、相談時に外国語対応が必要な場合は、AI 翻訳機を活用しております。

- ③ 子ども及びひとり親の医療費助成制度の窓口負担を無料にすること。医療費より負担が重い入院時食事療養費は無料にすること。妊産婦医療費助成制度を創設すること。

【回答】 こども政策課

本市では、ひとり親家庭医療費助成制度では大学まで、子ども医療費助成制度では 18 歳まで対象年齢を拡大する取組みや健康保険制度上の自己負担限度額所得区分がオ（住民税非課税世帯）の方を対象とした入院時食事療養費の助成を行っております。平成 30 年 4 月に持続可能な福祉医療制度をめざし再構築されたものであり、それぞれの制度における医療費や入院時食事療養費の無料化については考えておりません。

- ④ 小中学校の給食を自校式で実施し、給食費を恒久的に無償化すること。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化すること。

【回答】 教育政策課

小学校給食については、学校給食法に基づき、低学年、中学年、高学年と学年に応じた給食費を負担していただいております。なお、令和 6 年度は、物価高騰分について市で負担する等、保護者負担軽減策を実施しております。

また、中学校給食においては、選択制を採用しており、負担の公平性や財政面から給食費を無償化することは難しいと考えます。学校施設の老朽化や面積の関係等、自校式での給食の提供が不可能なことから、現在中学校給食の全員喫食に向け、給食センターの設計に取り組んでおります。

【回答】 保育教育課

保育所及び認定こども園等における副食費については、施設による実費徴収を基本としていることから、一律に無償化することは難しいと考えます。なお、負担軽減策として、一定の基準を満たす場合には、副食費の支払いを免除しております。

- ⑤ 学校歯科検診で「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況と、「口腔崩壊」状態になっている児童・生徒の実態を調査すること。「口腔崩壊」状態の児童・生徒が確実に受診できるよう、スクールソーシャルワーカーや家庭生活支援員ら第三者による付き添い受診を制度化すること。

【回答】 教育政策課

学校歯科健診における児童・生徒の受診状況等については、検診の終了後に調査を行い、その状況の把握に努めております。

【回答】 学校教育課

また、口腔崩壊状態の児童・生徒への受診の同行については、教育活動ではないため、制度について検討しておりません。

- ⑥ 児童・生徒の口腔内の健康を守るため全小中学校で給食後に歯みがきの時間を設けるとともに、フッ化物洗口に取り組むこと。

【回答】 学校教育課

給食後の歯磨き時間の設定等については、各学校の取組であることから、学校と相談していきたいと考えております。

- ⑦ 障がい児（者）が身近な地域で安心して健診や治療を受けられるよう、一次医療圏に所在する障がい児（者） 歯科診療施設を案内するリーフレットなどを作成すること。

【回答】 障害福祉課

障害福祉課で配布しております障害福祉ハンドブック内「障害者の歯科診療施設」にて、大阪府ホームページのご案内をしております。

- ⑧ 最新の奨学金パンフレットを作成するとともに自治体独自の給付型奨学金制度を創設・拡充すること。

【回答】 こども政策課

奨学金パンフレット内容については、定期的に更新を行っております。また、自治体独自の給付型奨学金制度ですが、本市では独自に私立高等学校等への進学が困難な方を対象に学習支援金を交付していることから、独自の給付金については考えておりません。

- ⑨ 公営住宅(府営住宅以外)の全戸数と最新の空家数をご教示いただくとともに、「ハウジングファースト」の考え方のもと、空家の目的外使用により家を失った学生、若者、シングルマザー、高齢者などへのシェアハウス等の提供などに取り組んでいる支援団体に無料または安価で貸し出すこと。

【回答】 資産活用課

本市の市営住宅は全体で210戸ございます。また、政策空家を除き、現在空室はございません。災害被害者や犯罪被害者等を対象として、政策空家を一時的に目的外で使用できることとしておりますが、ご要望の目的外利用使用は検討しておりません。

- ⑩ 保育士および学童保育指導員等確保のために全国で広がっている家賃補助制度や奨学金返済支援制度等独自制度を実施すること。

【回答】 保育教育課

保育士の確保策については、国制度に基づく宿舍借り上げ支援事業補助金を実施しているほか、令和6年度から摂津市新規採用保育士給付金制度を設け、民間保育所等に採用された保育士等に対して5年間で最大100万円の支給を開始するなど、独自施策を実施しているところです。

学童保育指導員等の確保策については、市独自の施策については実施しておりませんが、指導員の処遇改善を図り人員確保に取り組んでおります。

- ⑪ 役所、保健福祉センター、福祉会館、公民館、青少年ホーム、女性センター等すべての公的な施設でフリーWi-Fiにアクセスできるようにすること。

【回答】資産活用課

近年、モバイル通信環境が整備され、安定した通信が可能になってきたこと、職員が窓口対応を行う市役所ではWi-Fi環境の必要性が低いことから、導入する予定はございません。

【回答】自治振興課

摂津市立コミュニティプラザ、別府コミュニティセンター及び各市民ルームにおきましては、フリーWi-Fiにアクセス可能な環境を整備しております。

【回答】生涯学習課

公民館では、令和4年7月1日より、公民館利用者の方を対象に、モバイルWi-Fiルーターの無料貸し出しを行っております。利用者の方は、クラブ活動で携帯電話やパソコンを用いて、動画や検索サイトを閲覧することが多く、ご好評をいただいているところでございます。

フリーWi-Fiの整備につきましては、今後、利用者の方からのご要望やご意見等を踏まえ検討してまいります。

- ⑫ 万博予定地の夢洲は、下水汚泥など96万トンが埋め立てられた島であり、メタンなどの可燃性ガスが発生し続けており3月28日の万博会場工事におけるガス爆発事故は、汚泥を埋め立てた人工島の表面をアスファルトやコンクリートなどで覆って多くの人を集めるイベントを開催する会場とするにはあまりにも危険であることを証明した。また、駐車場からゲートまで片道30分の道のりに屋根はなく、炎天下や大雨の中を歩かなければならない。となりのカジノ建設現場からは有害物質を含む粉塵が舞い上がっている。子どもたちが学校ごとにまとまって弁当を食べる屋根付きの場所は限られており炎天下で弁当をとらざるを得なくなる学校も出てくる可能性がある。子どもたちのいのちを守る、安全を確保する具体的な方策が示されていない中で学校行事として万博に子どもの参加をさせないこと。

【回答】学校教育課

校外学習として子どもたちが大阪・関西万博に参加するにあたり、子どもたちの安全安心が最も大切であるため、大阪府都市教育長協議会をとおして環境や条件の整備を求めています。環境整備、熱中症回避、災害時の避難方法等、説明会で得た情報を学校現場と共有してまいります。

3. 医療・公衆衛生

- ① 国が進めるマイナンバーカードと健康保険証の原則一体化(マイナ保険証)の方針に基づき、本年12月2日より、現行の健康保険証が廃止される(1年の経過措置あり)。この間のマイナ保険証を巡っては現在も医療現場ではトラブルが続いている。また、国民健康保険を担当する自治体職員の業務も通常の多忙な業務に加え、「資格確認書」や「資格情報のお知らせ」などの発行・発送や電子証明書の有効期限が切れた方への対応など次から次へと新たな対応を自治体に求めてくる。こうしたことを受けて、全国の自治体で「現行の健康保険証の存続を求める意見書」採択が広がっている。貴自治体においても「意見書」など国に対して現行の健康保険証の存続を求める意見・要望を上げること。

【回答】国保年金課

マイナンバーカードと保険証の一体化（マイナ保険証）については、あくまでも国の政策であり、一保険者としては、決定事項を踏まえこれまでどおり必要な医療を安心して受けていただけるよう、大阪府及び府内市町村と連携しながら、被保険者の方に対する必要な手続きの周知等に努めてまいります。

- ② 新型コロナウイルス感染症が5類の扱いとなったが未だに終息していない。また、麻しんや結核など新型コロナ以外の感染症も増加に傾向にあり、医療現場では緊張が高まっており、トータルの感染症対策の構築が求められている。大阪府は第8次医療計画を発表したが、新型コロナウイルス感染症パンデミック時のように再び保健所の業務逼迫で感染者への対応が遅れるという事態を生まないためにも、新興感染症対策も含めたまた、精神保健、母子保健など保健所・保健師の多岐にわたる役割・事業が滞ることの無いよう、二次医療圏内での保健医療協議会の議論などで、保健所職員など公衆衛生分野の正規職員を増やすことを強く求めること。

【回答】保健福祉課

感染症対策等において、保健所が担う役割は大きく、協力・連携体制を強化するとともに、市として機会を捉え、市長会等を通して保健所機能強化を働きかけてまいります。

- ③ PFASの実態を把握するために各市町村が住民の血液検査、土壌検査を実施すること。さらに市町村が実施するPFAS対策に大阪府が財政支援を行うよう要請すること。住民が自主的に実施する血液検査への公的助成を行うこと。「PFAS相談窓口」を設置し周知徹底すること。

【回答】環境政策課、保健福祉課

国が令和5年7月に発出した「PFOS、PFOAに関するQ&A」では「現状では、血液検査の結果のみをもって健康影響を把握することは困難である。」との見解が述べられており、その解説では、国は、引き続き科学的知見の充実に努めていく旨が記載されております。

PFASに対する総合戦略検討専門家会議が取りまとめた今後の対応の方向性では、「自治体による健康状態の把握」として、地域保健活動の一環として、健康指標に関する既存統計を用いる等により、当該地域の健康状態を把握し、地域住民に向けた情報発信をすることが望ましいとされていることから、「がん登録等の推進に関する法律」に基づくがんの罹患情報等の既存統計を用いてPFASに関連する健康指標の動向を確認し、市民に対して情報発信することを検討してまいります。

土壌検査につきましては、現在、土壌に関する指針値等の基準はなく、実施の予定はありません。国において令和3年度から5年度にかけて、土壌中の挙動予測、効率的除去技術の開発等の研究が行われておりますので、情報の収集に努めてまいります。

PFAS対策の財政支援の要請や血液検査の公的助成につきましては、現在国の方で人の健康影響への科学的知見の集積等に努めている段階であり、今後の国の施策の検討に応じて対応してまいります。

PFASに関する周知につきましては、市ホームページでPFASの現状について分野ごとに集約して記事を掲載し、周知を図っております。市民からの問い合わせについては、各部門ごとで連携

して今後も対応してまいります。

4. 国民健康保険

- ① 2024 年度からの大阪府統一国保は際限なき国保料の引き上げを引き起こし、自治体が長年の国保行政で積み上げてきた「払える保険料」のための減免制度が廃止となり、被保険者は大きな被害を受けることとなる。各市町村は国保が貧困を拡大している現実から目をそらさず、統一の問題点を強く大阪府に意見すること。また、基金を積み上げている自治体は保険料引き下げのために活用すること。大阪府が市町村独自の基金に口を出すことは地方財政法違反であることを認識すること。

【回答】国保年金課

令和 6 年度からは、新たな大阪府国民健康保険運営方針に基づき、保険料率をはじめ、各種の基準が府内統一で実施されているところです。必要な意見等については広域化調整会議等を通じ、引き続き、大阪府に具申してまいります。

保険料が納付困難な世帯に関しては、納付相談しやすい環境を整えた上で、保険料の全額納付が困難な世帯に寄り添った対応を行っております。収支の状況を丁寧に聞き取りしたうえで、府内統一基準減免制度の案内および分割納付の相談をしております。

基金については、摂津市国民健康保険財政調整基金条例に基づき、国民健康保険事業の安定的な運営のため、収納不足の備えとして、適切な運用を行っております。

- ② 18 歳までの子どもの均等割を無料に、傷病手当を大阪府全体で実施するとともに国に対し制度化するよう意見をだすこと。傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシを独自に作成し周知を行い申請を促す手立てを工夫すること。様々な申請についてはメール申請・オンライン申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップシダウンロードができるようにすること。

【回答】国保年金課

子どもの均等割については令和 4 年度から未就学児に係る均等割保険料の 5 割を公費で軽減する制度を実施しているところであり、さらなる支援については、市長会等を通じて引き続き国・府に要望してまいります。

国民健康保険傷病手当金は、任意給付にあたるもので、これまで全国のどの市町村国保でも実施しているところはありませんでした。新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金のような国の財政支援を伴う任意給付等については、今後も国の動向を注視してまいります。

各種申請手続きにつきましては、今後も文書及びホームページを通じて制度周知を行い、一部手続においてホームページから申請様式がダウンロード可能であるほか、内容の聞き取りが必要な手続については電話による内容聞き取りが済んだ後、郵送手続による申請も受け付けているところです。

- ③ 3 月の大阪社保協調査ではマイナンバー保険証の有効期限について自治体は全く把握していないとの結果となった。そうした状況も踏まえ 2025 年 10 月の保険証切り替え時には被保険者全員に「資格確認証」を送付すること。

【回答】国保年金課

法改正に伴い、現行の健康保険証は、令和 6 年 12 月 2 日をもって廃止され、以降はマイナ保険証（健康保険証利用登録がなされたマイナンバーカード）を基本とする仕組みに移行することと

されており、資格確認書においては、マイナ保険証を保有していない方などに対して交付されるものとの認識です。引き続き、国府の動向に注視してまいります。

- ④ 国民健康保険料の決定通知・納付票・国保のしおり等の外国語対応をすること。

【回答】 国保年金課

外国語対応については可能な範囲で行っており、窓口対応の受付を行う際に必要な窓口案内システムについて外国語対応としているところです。

5. 特定健診・がん検診・歯科健診等

- ① 特定健診・がん検診については、全国平均と比較して大きく立ち遅れている自治体については、これまでの取り組みについての分析・評価を行い新たな方策を進めること。特定健診・市民健診の案内等外国語対応をすること。

【回答】 保健福祉課

がん検診については、従来より受診者の性別・年齢などの分析を行っており、今年度も引き続きその結果を踏まえたグループ化及び受診率の低いグループに対する重点的な受診勧奨を行っております。

【回答】 国保年金課

特定健診については、従来より受診者の性別・年齢・地域などの分析を行っており、令和3年度からはAIによる分析も行っております。これらの分析結果を踏まえて、電話やハガキによる受診勧奨を行い、受診率向上を図っております。今年度も引き続き、これらの分析や様々な取組の評価を踏まえ、効果的な受診勧奨を行うとともに、可能な範囲で案内等における外国語対応に努めてまいります。

- ② 大阪府の第3次歯科口腔保健計画は、「学校保健以降、市町村で行われている歯科健診の受診対象年齢が限定されていることから、定期的な歯科健診を受ける機会が少ない」と指摘している。歯科健診の受診対象年齢を限定せず、住民がかかりやすい医療機関で受診できるようにすること。在宅患者・障害者など歯科健診の機会が少ない住民の歯科健診を保障すること。特定健診の項目に「歯科健診」を追加すること。

【回答】 保健福祉課

摂津市では、成人歯科健診につきまして、20歳・30歳のほか、40歳以上の節目年齢の方に無料クーポンを送付し、節目年齢以外の方も健診を受診いただける環境を整えております。引き続き、歯科保健指導、成人歯科健診、訪問歯科健診を実施し、幅広い対象の方に受診いただける環境づくりに取り組んでまいります。

6. 介護保険・高齢者施策

- ① 第9期の介護保険料は、高齢者の負担の限界を超えた過大な額となっているので介護保険料を一般会計繰入によって引き下げること。なお、介護給付費準備基金を過大に積み立てている市町村にあつては、取り崩して保険料引下げを行うこと。また、国に対し国庫負担引き上げによる保険料基準額の引き下げを求めること。

【回答】高齡介護課

一般会計からの介護保険事業特別会計への繰入れについて、法定負担割合を超えてこれを行うことは、本来、第1号被保険者の保険料で負担することとなる費用について制度上想定されない市の一般財源を充てることになるため、費用負担の公平性を損なうおそれがあるものと考えられ、厚生労働省は介護保険制度創設時から一貫して、法定負担割合を超えて一般会計から繰入れを行うことは適当でないとしております。このことから、本市では一般会計からの繰入による保険料基準額の引き下げは行っておりません。

介護保険料は、介護給付額や所得段階別の被保険者数の見込みなどをもとに設定をしております。近年は後期高齢者数の増加に伴い、介護を必要とする被保険者数も増加しており、介護給付費も増加の一途を辿っております。本市の第9期の保険料は、介護給付費等の増加の見込み及び、介護給付費準備基金の全額取り崩し、繰入れを行った上での保険料設定を行っております。

- ② 非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充すること。当面、年収150万円以下（単身の場合）は介護保険料を免除とすること。

【回答】高齡介護課

市の介護保険料設定において、国の標準13段階を細分化し、市独自の保険料率に基づき17段階の多段階設定を行うことで、低所得者の保険料引き上げを抑制しております。また、第1段階～第3段階に対する公費による軽減措置や、本市独自施策としても災害等による条例減免や一定の条件を満たす方への減免も実施しています。市独自の減免制度の拡充予定はありませんが、保険料低所得者対策として軽減措置の拡大を講じるよう国へ求めてまいります。

- ③ 介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度をつくること。介護保険施設・ショートステイ利用者の食費・部屋代軽減措置（補足給付）、自治体独自の軽減措置を行うこと。

【回答】高齡介護課

負担の公平性と制度の持続可能性を高める観点から市独自での新たな利用料減免を行うことは検討しておりません。

- ④ 総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）について

イ、利用者のサービス選択権を保障し、サービスについて、すべての要支援認定者が「従来（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）相当サービス」を利用できるようにし、従来相当サービスの利用を抑制しないこと。また、新規・更新者とも要介護（要支援）認定を勧奨し、認定申請を抑制しないこと。

【回答】高齡介護課

従来相当サービスを必要とする要支援者が従前相当サービスを使えないということはありません。また、新規・更新者ともに要介護認定審査を受けていただくことが可能であり、認定申請の抑制は行っておりません。

ロ、総合事業（介護予防・日常生活支援サービス事業）の対象を要介護1～5認定者の拡大しないこと。

【回答】 高齢介護課

総合事業（介護予防・日常生活支援サービス事業）の対象者は、国基準に基づき一部のサービスについては、継続利用要介護者で希望される場合は、対象となります。

ハ、「訪問型サービス」の単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者）が、サービスを提供した場合は、従来額を保障すること。

【回答】 高齢介護課

訪問介護員による「介護予防・生活支援サービス」について、本市では、従前どおりの報酬単価を設定しております。

ニ、いわゆる「自立支援型地域ケア会議」など、介護サービスからの「卒業」を迫り、ケアマネジメントに対する統制を目的とした運用を行わないこと。

【回答】 高齢介護課

自立支援型地域ケア会議は、介護サービスからの「卒業」を迫り、ケアマネジメントに対する統制を目的とした仕組みではなく、利用者の立場に立ったケアマネジメントに対する支援を目的としております。

- ⑤ 保険者機能強化推進交付金等については、国の「評価指標」に追随し、実態を無視した「介護予防・重度化防止目標」「給付抑制目標」などは盛り込まず、必要な介護サービスが受けられるようにすること。

【回答】 高齢介護課

「介護予防・重度化防止」の取り組みは「介護保険の基本理念」に基づき、地域の実情を踏まえて進めるものであり、利用者の心身の状態に応じた適切なサービスを受けられるようにしております。

- ⑥ 介護現場の人手不足を解消するため、東京都のように自治体として独自に処遇改善助成金を制度化し、全額労働者の賃金として支払われる措置を講じること。国に対し、全額国庫負担方式による全介護労働者が、全産業平均の賃金水準に早急に到達できる処遇改善制度を求めること。

【回答】 高齢介護課

介護人材の不足は、高齢化が進む中、全国的な課題であると認識しております。市独自で処遇改善助成金を行うことは想定しておりませんが、介護人材確保に向けて抜本的な処遇改善を図るため、利用者負担、介護給付費の増加による介護保険事業財政への影響がないよう、介護報酬に上乘せする対応ではなく、交付金等による財政措置を講じられるよう大阪府を通じて要望しております。

- ⑦ 入所待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど介護保険施設及びグループホーム等の整備について、詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。

【回答】 高齢介護課

市内の特別養護老人ホームを対象に、年度ごとに入所申込みの状況調査を行っており、待機者数、さらに入所の必要性が高いと考えられる人数を把握しております。

地域密着型介護老人福祉施設及びグループホームの整備計画については、適正なサービスが提供できるよう、介護保険事業計画に基づいた整備調整に努めております。

- ⑧ 次期介護保険見直しの検討課題とされている「2割負担等の対象拡大」「ケアマネジメント有料化」「要介護1,2の生活援助等の保険給付外し・総合事業移行」など負担増とサービス切捨てを中止するよう国に働きかけること。

【回答】 高齢介護課

次期介護保険見直しの検討課題については、国で慎重な議論がなされていることから、今後の国の議論を注視してまいります。

- ⑨ 高齢者の熱中症予防対策を抜本的に強化すること。実態調査を実施するとともに、高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策（クーラーを動かすなど）ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPOなどによびかけ小学校単位（地域包括ケアの単位）で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター（開放公共施設）へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自自治体が立てること。とくに、高齢者が「経済的な理由」でクーラーが利用できない事態とならないように緊急に電気料補助制度をつくること。

【回答】 保健福祉課

熱中症予防対策については、7月から9月の猛暑となる時間帯において、一部の公共施設を涼める場所として提供しているとともに、市ホームページや広報紙等を通じて、市民に対し周知啓発に努めております。高齢者には、地域の高齢者が集まるリハサロン等で市保健師による啓発などにより、熱中症予防に取り組んでおります。

【回答】 高齢介護課

高齢者の熱中症対策について、夏期に市内介護保険事業者対しても、熱中症予防に関する周知を行っています。

また、地域においても、ライフサポーターや民生委員の見守り活動において、熱中症への注意喚起のチラシ等を配布して、周知を行っており、引き続き、現在の見守りの枠組み中で、熱中症予防をすすめてまいります。

なお、高齢者を対象とする、市独自の電気料補助制度創設については考えておりません。

- ⑩ 介護保険被保険者証のマイナンバーカード化は高齢者及び関係者に多大な負担と混乱をもたらす個人情報漏洩などの危険性があるため導入しないように国に意見をあげること。

【回答】高齡介護課

マイナンバーカードを活用した被保険者証の電子化については、国で調査研究が進められていることから、今後の国の議論を注視してまいります。

- ⑪ 軽度難聴者への補聴器購入資金助成制度を実施すること。

【回答】高齡介護課

軽度難聴者への補聴器購入資金助成については、国の研究機関において、認知症の発生との相関性が示唆されているものの、難聴との因果関係については判明しておらず、補聴器による認知機能の低下と予防効果を検証するための研究が行われている状況です。

また、軽度難聴者への補聴器の購入助成については、居住地により取扱いの差が生じることは望ましくないため、国における制度の設計が必要と考えます。国に対して制度の創設を要望しており、引き続き、国の動向を注視してまいります。

- ⑫ 新型コロナワクチン接種費用への公費助成を実施するとともに、介護施設・事業所へのコロナ検査キット等の配布を行うこと。

【回答】保健福祉課

新型コロナワクチンについては、令和6年度秋からの定期接種化に向けて、他のワクチン接種と同様に、助成額や自己負担額について関係機関と調整しております。

【回答】高齡介護課

介護施設・事業所へのコロナ検査キット等の配布を行うことは検討しておりません。

- ⑬ 2022年10月より75歳以上の医療費が2割化され、「2割化」の影響による「受診控え」が起きている調査結果も出されている。大阪府は2021年3月をもって老人医療費助成制度を廃止したが、高齢者の命と健康を守る上で、高齢者を広く対象にした助成制度の創設を強く求める。

【回答】国保年金課

窓口負担割合が2割になる方には、令和7年9月30日まで外来医療の窓口負担額を抑える配慮措置がとられております。

今後におきましても、本市の状況を注視しつつ、幅広く後期高齢者医療の被保険者に安心して医療を受けていただける制度等の必要性について、保険者である大阪府後期高齢者医療広域連合に機会を捉えて伝えてまいります。

- ⑭ 帯状疱疹は80才までに3人に1人がかかる病気で、治った後に神経痛が残る場合がある。50歳以上の人に帯状疱疹ワクチン接種が勧められており、90%以上の発症予防率が報告されている。ワクチン接種公費助成を実施すること。

【回答】保健福祉課

国によって帯状疱疹ワクチンの定期接種化に向けた方向性が示されておりますので、今後の動向を注視してまいります。

7. 障がい福祉「65歳問題」と重度障害者医療

- ① 障害者総合支援法7条は二重給付の調整規定であり、介護保険法27条8項の規定（要介護認定の効力は申請日までしか遡れないこと）との関係から、「できるとき」規定の効力は要介護認定の申請日以降にしか発生しないという法的論拠に基づき運用を行うこと。

【回答】 障害福祉課

ご質問の内容と同様に運用しております。

- ② 日本の社会保障制度の原則は申請主義であることから、障害者に介護保険への申請勧奨をすることはあっても強制してはならないこと、厚生労働省の通知等でも未申請を理由とした障害福祉サービスの更新却下（打ち切り）は認めていないことを関係職員に徹底し、申請の強制や更新却下を防止すること。

【回答】 障害福祉課

介護保険への申請の強制や障害福祉サービスの更新却下は行っておりません。

- ③ 介護保険に移行した一部の障害者にしか障害福祉サービスの上乗せを認めない独自ルールを設けている場合はこれを撤廃し、2007年初出「適用関係通知」・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項及び運用の具体例等について」（令和5年6月30日）等で厚生労働省が示す基準にもとづく運用を行うこと。

【回答】 障害福祉課

ご提示のような独自ルールは設けておらず、基準にもとづく運用しております。

- ④ 介護保険優先は二重給付の調整であり、「介護保険優先」はあくまで原則を示しているに過ぎず、個々の状況に応じて障害福祉サービスの継続も可能な例外があることという事実を、自治体のHPや障害者のしおりなどに正確に記述すること。

【回答】 障害福祉課

個別に説明を行うなど適切に対応していると考えております。

- ⑤ 介護保険対象となった障害者が、介護保険への移行をせず引き続き障害福祉サービスを利用する場合においては、現行通りの基準を適用するよう国に求めること

【回答】 障害福祉課

利用者の不利益とならないよう対応しております。

- ⑥ 介護保険対象となった障害者が、介護保険サービスを利用しかつ上乗せで障害福祉サービスを利用する場合の新たな国庫負担基準を創設するよう国に求めること

【回答】 障害福祉課

現在のところ、国に求める予定はございません。

- ⑦ 障害福祉サービスを継続して受けてきた方が、要介護認定で要支援1、2となった場合、総合事業における実施にあっては障害者に理解のある有資格者が派遣されるようにすること。

【回答】 高齢介護課

総合事業のサービスのうち、訪問型サービス（従前相当サービス）は介護初任者研修（旧ヘルパー2級）以上の修了者、訪問型サービスAは訪問型サービスA従事者研修の修了者の派遣となります。介護初任者研修（旧ヘルパー2級）研修においては障害者の理解についての内容があり、また、本市が実施する訪問型サービスA従事者研修においても、障害者の理解についての内容を設けております。

- ⑧ 障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の利用負担はなくすこと。

【回答】 障害福祉課

市町村民税非課税世帯の方の障害福祉サービスの利用については、無料としております。

- ⑨ 2018年4月診療分より見直された重度障害者医療費助成制度において、自治体独自の対象者拡大・助成制度の創設を行うこと。

【回答】 障害福祉課

膨らみ続ける医療費に対する持続可能な福祉医療制度をめざし、制度を再構築されたものと認識しており、市独自の対象者拡大や助成制度の創設は検討しておりません。

8. 生活保護

- ① コロナ禍の中においても生活保護申請数、決定数が伸び悩んでいる。特に申請を躊躇わせる要因となっている意味のない「扶養照会」は行わないこと。窓口で明確に申請の意思を表明した場合は必ず申請を受理すること。

【回答】 生活支援課

扶養照会につきましては、令和3年2月26日付け厚労省事務連絡「扶養義務履行が期待できない者の判断基準の留意点等について」の内容を踏まえ、適正に対応してまいります。

申請の意思を表明された場合につきましては、申請権の侵害とならぬよう、相談者の意思に沿った対応を行っております。

- ② 大阪府および18市町村で実施された「令和5年度子どもの生活実態調査」においても困窮度I世帯での生活保護受給率の低さが指摘されている。各自治体においては、寝屋川市などが作成されている「生活保護は権利です」という住民向けポスターを作成し申請・利用のハードルを下げ、必要な人が使える制度にする工夫をすること。

札幌市生活保護ポスター <https://www.city.sapporo.jp/fukushi-guide/documents/hogoposter.pdf>

寝屋川市生活保護チラシ [hogoshinseisodan.pdf \(city.neyagawa.osaka.jp\)](https://www.city.neyagawa.osaka.jp/hogoshinseisodan.pdf)

枚方市生活保護ホームページ <https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000007864.html>

【回答】生活支援課

生活保護制度が権利であることはホームページに記載をしております。また令和5年10月の基準改定に合わせて「生活保護のしおり」の改定を実施し、その際に生活保護制度が権利であることを明記し、市民へ周知しております。

- ③ ケースワーカーは「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視し、生活保護手帳・問答集の内容を踏まえた生活保護行政を実施すること。保護費の決定通知書には何がどれだけ支払われているのかなど内訳が誰が読んでもわかるものとする。

【回答】生活支援課

生活保護のケースワーカーにつきましては、社会福祉主事に任命された正規職員を全員配置しております。また、配置についても人事担当部局と随時協議を行っております。

ケースワーカーの研修につきましては、生活保護担当ケースワーカー全国研修会や大阪府が主催している面接相談研修に加え、新任ケースワーカー向けに生活保護制度や他法他施策の研修を実施しております。さらに、複合的な課題を要する方に総合的な支援を行うため、重層的支援体制整備事業やヤングケアラーに係る担当者会議、児童虐待に係る研修に参加するなど、複雑化・多様化するニーズに対応すべく、様々な研修に積極的に参加しております。

生活保護の業務は生活保護法をはじめとした法令等に基づいて実施するものであり、それらに加え、生活保護手帳・問答集等を参考に、生活保護行政を実施してまいります。

保護費決定通知につきましては、決定時期、決定理由、決定内容等を明記しており、どなたでも内容が理解できるよう努めております。

- ④ シングルマザーや独身女性の担当は必ず女性ケースワーカーとし家庭訪問も必ず女性ケースワーカーが行くこと。そうでなければ人権侵害・ハラスメントがおこる危険性があることを認識すること。

【回答】生活支援課

人員体制上の問題から必ずしも女性の職員で対応することはできておりませんが、男性・女性に関わらず、丁寧な対応に努めております。

- ⑤ 自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく、必要な情報を正しく解説したものとする。 「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。(懇談当日に「しおり」「てびき」の内容を確認しますので、必ず作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)

【回答】生活支援課

「生活保護のしおり」につきましては、権利や義務、制度概要について、わかりやすいように記載しており、窓口への常備・ホームページへの掲載を行っております。また、制度説明を行う際には生活保護のしおりを用い、より具体的な内容を補足しながら、理解しやすい説明を行っております。特に支給可能な扶助がある場合や受給できる可能性がある場合は、ケースワーカーがあらかじめ具体的な扶助内容や支給要件などを紙にまとめた上で被保護者に直接説明を行うなどし、積極的な申請を助言しております。

- ⑥ 警察官 OB の配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。

【回答】生活支援課

警察官 OB の配置及び適正化ホットラインの実施予定はございません。

- ⑦ 物価高により低い生活保護基準では暮せない人が続出している。国に対して物価上昇に見合った最低生活費とするよう要望すること。

【回答】生活支援課

大阪府市長会を通じて国に対して要望を行っているところです。引き続き、物価上昇等に鑑み、必要に応じて要望を実施してまいります。

- ⑧ 住宅扶助については、家賃・敷金の実勢価格で支給し、平成 27 年 4 月 14 日の厚生労働省通知に基づき経過措置を認め、特別基準の設定を積極的に行うこと。

【回答】生活支援課

平成 27 年 4 月 14 日付け厚労省社授発 0414 第 9 号「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の設定について」の内容を踏まえ、適正に対応しております。また被保護者の方がお住いの賃貸住宅の家賃が近隣の家賃相場等より明らかに上回る場合は、貸主などに家賃の引き下げが可能か確認を行うよう助言を行っております。

- ⑨ 医療抑制につながる医療費の一部負担の導入と、ジェネリック医薬品の使用の義務化、調剤薬局の限定は実施しないよう国に求めること。

【回答】生活支援課

医療扶助の課題整理にあたっては、さまざまな観点からの議論が必要であると考え、必要に応じて適宜対応を行ってまいります。

- ⑩ 国に対し、大学生、専門学生の世帯分離は、あくまで世帯の意思を尊重することを国に要望すること。

【回答】生活支援課

必要に応じて適宜対応を行ってまいります。

9. 防災関係

- ① 災害時の避難所である小学校・中学校の体育館、公的施設の冷暖房、および全てのトイレの洋式化をすみやかに実施すること。

【回答】教育政策課

災害時の避難所である小中学校体育館への空調設備導入につきましては、令和 3 年度から順次取り組んでおり、令和 5 年度末時点で 5 校（小学校 3 校、中学校 2 校）に導入しております。

また、小中学校トイレの洋式化につきましては、小中学校体育館への空調設備導入を優先しているため、現在 54.0%の導入率となっております。

引き続き、他の事業等の優先度を勘案しながら、事業の平準化を図り、順次トイレの洋式化につきましても取り組んでまいりたいと考えております。

- ② 能登半島地震の状況を踏まえ、スフィア基準(被災者の権利と被災者支援の最低基準を定めた国際基準)に照らし避難計画を見直すこと。

【回答】防災危機管理課

令和5年から自主防災会及び防災サポーター等と協力し、避難所の開設・設営を円滑かつ的確に行えるように実施手順をまとめた避難所運営マニュアルを作成しております。本マニュアルでは、要配慮者、女性及び子供への配慮や外国人への対応についても示していることから、スフィア基準の原理である2つの基本理念を概ね満たしていると考えております。引き続き地域の方々と協力し、避難所運営マニュアルを作成してまいります。

- ③ 高層住宅が増えてきている。高齢者、障がい者が災害時に高層住宅で日常生活を維持するには多くの困難を抱えるため、特別な支援対策を講じ、住宅管理者に対しても指導・啓発活動を実施すること。

【回答】防災危機管理課

災害時に高齢者や障害者などの自力で避難することが難しい方が、迅速かつ安全に避難できるよう災害時要援護者支援制度を設けております。支援を必要とされる方から申請を受けし、地域の支援者の方々にその情報を提供・共有することにより、日頃から防災訓練に役立て、地域での連携を強化し、災害時に備える制度です。また、管理組合などが実施する防災訓練で要望があった際は、要配慮者に対する支援対策について周知啓発してまいります。